



**「特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査」
に係る企画競争**

公 募 要 領

2019 年 12 月 11 日

独立行政法人 **情報処理推進機構**

目次

I. 公募要領.....	2
II. 契約書（案）.....	9
III. 仕様書.....	17
IV. 評価項目一覧.....	22
【様式1】質問書.....	26
【様式2】申請書.....	27
【様式3】提案書受理票.....	28

I. 公募要領

1. 概要

1.1 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)では、昨年度までの2年間に「ネットワークカメラシステムにおける情報セキュリティ対策要件チェックリスト」、及び「入退管理システムにおける情報セキュリティ対策要件チェックリスト」を公開した。公開したチェックリストは、2018年度「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(以下「政府統一基準」という。)の特定用途機器の調達において参照されている他、経済産業省のビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドラインや自治体のIoTシステムの調達要件として参照されている。

チェックリストを策定した委員会では政府調達で求められるセキュリティ機能を持つ製品であることを調達者が簡単に判断できる仕組みが必要とされている。現在でも、チェックリストの要件についてISO15408に基づいた情報セキュリティ評価及び認証制度(以下、JISEC)による第三者認証を付与することはできる。しかしJISECには特定用途機器の認証実績が乏しく、製品のライフサイクルに見合った制度であるかを議論する材料が不足している。そこで対象製品の評価を行い、議論に必要な工数等を調査する。

1.2 公募の内容

本公募では、脆弱性診断サービスを提供している企業から、政府調達の対象である特定用途機器(ネットワークカメラシステムを構成する製品)のプロテクションプロファイル(以下「PP」という。)に沿った機能実装確認と脆弱性診断を行う企業を広く募集し、予算の範囲で優れた提案をした者を採択する。

1.3 スケジュール概観

本公募のスケジュール概観を表1に示す。

表1 スケジュール概観

イベント	スケジュール
公募期間	2019年12月11日(水)～2020年1月9日(木)
公募説明会 ※詳細は4.5を参照のこと。	2019年12月16日(月) 15時00分
質問の受付 ※詳細は4.6を参照のこと。	2019年12月16日(月)～2019年12月25日(水) 17時00分まで
提案書等の受付期間 ※詳細は4.2を参照のこと。	2020年1月7日(火)～2020年1月9日(木) 17時00分まで
審査期間	2020年1月10日(金)～2020年1月17日(金)
ヒアリング	2020年1月14日(火)～2020年1月15日(水)
採択結果の通知	2020年1月31日(金)頃(予定)
契約締結日	2020年2月上旬頃
納入期限	2020年5月29日(金)

2. 応募資格

本事業の提案者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者(理事長が特に認め

- る場合を含む。)であること。
- (5) 経営の状況が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 提案書等作成要領

提案者は、Ⅲ.仕様書に基づいて提案書等を作成すること。

3.1 提案書の構成及び記載事項

表2の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。なお、詳細は「Ⅳ. 評価項目一覧」を参照すること。

表 2 提案書目次及び提案要求事項

提案書目次項番	大項目	求められる提案要求事項
1	調査業務の実施方針等	目標設定、実施作業内容、実施スケジュール及び事業の実現性等。 仕様書4.1において想定している製品を記載すること。仕様書4.2において実施する脆弱性診断項目とその危険度を記載すること。
2	組織の経験・能力	本事業実施の、体制、環境及び類似事業の実績、業務ノウハウの蓄積等の実施能力。 仕様書6の要件を満たしていることが解るように具体的に記載すること。
3	業務従事者の経験・能力	過去の経験、業務遂行上有効な知識の有無等。 仕様書6の要件を満たしていることが解るように具体的に記載すること。
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。

3.2 その他留意事項

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書は、電子媒体の提出を求める場合がある。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office2013 互換またはPDF形式のいずれかとする(これに拠りがたい場合は、IPA まで申し出ること)。記入にあたっては日本語で正確に記述すること。
- ③ 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて用語解説などを添付する。
- ④ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの(製品紹介、パンフレット、比較表等)を添付する。

4. 応募要領

提案者は、この公募要領に基づいて申請書及び提案書等の提出書類を作成し、これを提出期限内に提出しなければならない。また、採択決定日前日までの間において IPA から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4.1 提出書類

(1) 提出する書類

応募に際して提出する申請書等は以下のとおりとする。このうち①申請書及び⑥提案書受理票は、所定の様式に従って作成すること。

No.	提出書類		部数
①	申請書	【様式 2】	1 部
②	提案書	-	4 部
③	評価項目一覧 提案要求事項のページ欄を埋めたもの	IV. 評価 項目一覧	4 部
④	費用に係る経費内訳書 (経費内訳書の様式は任意であるが、経費内訳の明細が記載されていること。)	任意様式	1 部
⑤	令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し 【上記の資格を有しない場合】 登記簿謄本(商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本)、納税証明書(その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)、営業経歴書(会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類)及び財務諸表類(直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)の原本又は写し ※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。	-	1 部
⑥	提案書受理票	【様式 3】	1 部

(2) 提出された提案書等に係る秘密の保持

提案書等は本案件の選考及び契約書の為のみ用い、IPAで厳重に管理する。

取得した個人情報については、審査のために利用するが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがある。

提供された個人情報は、上記の目的以外で利用することはない。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

(注意事項)

提出された提案書等の作成に要した経費については支払わない。また、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

4.2 提出期限

提出書類の受付期間及び提出期限は次のとおり。

1. 受付期間

2020年1月7日(火)から2020年1月9日(木)

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日は除く)の10時00分から17時00分(12時30分～13時30分の間は除く)とする。

2. 提出期限

2020年1月9日(木) 17時00分必着。

上記期限を過ぎた申請書等はいかなる理由があっても受け取らない。

4.3 提出先

下記の担当部署に提出すること。

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター セキュリティ技術評価部 評価認証グループ

担当: 飛田、山里

TEL: 03-5978-7538

E-mail: jisec-kobo@ipa.go.jp

なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス 13 階の IPA 総合受付を訪問すること。

4.4 提出方法

① 提出書類を持参により提出する場合

提出書類を封筒に入れ封緘し、その封皮に法人の商号又は名称、宛先(4.3 担当部署)を記載し、「特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査 公募に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 提出書類を郵便等(書留)により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査 公募に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

4.5 公募説明会の日時及び場所

① 公募説明会の日時

2019 年 12 月 16 日(月) 15 時 00 分

② 公募説明会の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構 会議室C

➤ 公募説明会への参加を希望する場合は、4.3の担当部署まで電子メールにより申し込むこと。

4.6 応募に関する質問の受付等

① 質問の方法

質問書(様式 1)に所定事項を記入の上、4.3 の担当部署まで電子メールにより提出すること。

② 受付期間

2019 年 12 月 16 日(月)から 2019 年 12 月 25 日(水) 17 時 00 分まで。

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

5. 審査方法等

5.1 審査方法

採択にあたっては、以下の手順に従い提案内容の審査を実施し決定する。

① 書面審査

提案内容について、提案書等の書面審査を実施する。

「IV. 評価項目一覧」の各評価項目には、下表の評価指標に則った評価基準が具体的に設定されている。この評価基準に基づき、審査員は合議制により各評価項目の評価ランクを決定する。

評価 ランク	評価基準	項目別得点	
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	10	5
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	6	3
B	概ね妥当な内容である。	3	1

C	内容が不十分である。	0	0
---	------------	---	---

ただし、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目(※1)	2
	2段階目(※1)	4
	3段階目	6
	行動計画(※2)	1
次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん	2
	プラチナくるみん	4
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		4

※1 労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。

※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

この得点に、申請書に記載された費用に対して以下の計算による得点を加算する。

$$\text{価格点} = 106 \times (1 - \text{費用} \div 5,000 \text{ 千円}) \quad \text{※小数点第2位以下切捨て}$$

② ヒアリング

審査期間中に、必要に応じてヒアリングを実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、事前に提案者に連絡する。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を反映するものとする。ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

[ヒアリングの日時と場所]

2020年1月14日(火)～2020年1月15日(水) 10時00分～17時00分の間
(1者あたり20分程度を予定)

場所: 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 応接室C

③ 財務審査

必要に応じて、提案者の財務状況に関して必要な追加資料の提出を求めることがある。

④ 採択結果の決定及び通知について

「IV. 評価項目一覧」の各項目を評価し、合計点が高い者から順に複数者を採択する。

いずれの提案についても提案内容が要件を満たさない場合は、採択を見合わせる場合がある。

採択結果については、2020年1月31日(金)頃に各提案者に通知する。

5.2 採択件数

1件あたり5,000千円(消費税及び地方消費税込)を上限とし、複数件を採択予定。

なお、上限額を超えた提案は採択しない。

6. 契約条件

6.1 契約期間

契約締結日から2020年5月29日(金)までとする。

6.2 契約形態

請負契約方式とする。(Ⅱ. 契約書(案)参照)

6.3 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、IPAが適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払うものとする。

6.4 知的財産権

本事業の納入物件に関する知的財産権の取扱いについては、契約書(案)のとおりとする。

7. その他

- (1) 提案者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 契約に係る情報については、IPAのウェブサイトにて公表(注)するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

Ⅱ. 契約書（案）

2019 情財第 xx 号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により「特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務(以下「請負業務」という。)を 本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(再請負の制限)

第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

- 2 乙は、請負業務の一部を第三者(以下「再請負先」という。)に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者(乙の正規従業員に限る。)を選任して甲に届け出る。

- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、税抜価格金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税抜金額に100分の10を乗じた額(1円未満は切り捨て))を加えた金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第7条 甲は、必要があると認めるとき(請負業務完了後を含む。)は、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、第4条の規定により納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、乙に通知する。

- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合(以下「瑕疵等」という。)があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

- 一 仕様書その他契約条件の変更。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続き開始の決定を受け、その法的整理手続きが開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めるとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の

損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、請負業務完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。

4 乙は、請負業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合(乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。)には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。

5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき(請負業務完了後を含む。)は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。

6 乙は、請負業務の一部を再請負する場合には、再請負することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

7 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

8 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(納入物件の知的財産権)

第 17 条 納入物件に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)、本契約の履行過程で生じた発明(考案及び意匠の創作を含む。))及びノウハウを含む産業財産権(特許その他産業財産権を受ける権利を含む。)(以下「知的財産権」という。)は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。

2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。

3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作権者人格権、及び納入物件に対する著作権法第 28 条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第 18 条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。)、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。)することができる。

- 2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。
- 3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第 5 条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 6 条 甲は、第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第 2 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第 3 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第 3 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 7 条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負

先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

2019 年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することができるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了(本契約解除の場合を含む)したときは、個人情報が含まれるすべての物件(これを複写、複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

「特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査」

事業内容（仕様書）

独立行政法人情報処理推進機構

事業内容（仕様書）

1. 件名

「特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査」

2. 背景・目的

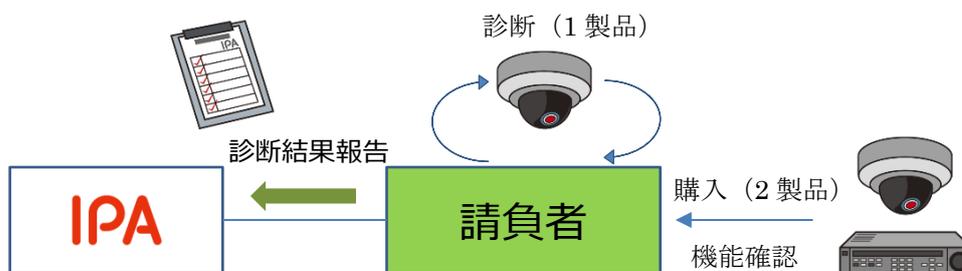
独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、昨年度までの 2 年間に「ネットワークカメラシステムにおける情報セキュリティ対策要件チェックリスト¹」、及び「入退管理システムにおける情報セキュリティ対策要件チェックリスト²」を公開した。公開したチェックリストは、2018 年度「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準³」（以下「政府統一基準」という。）の特定用途機器の調達において参照されている他、経済産業省のビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドラインや自治体の IoT システムの調達要件として参照されている。

チェックリストを策定した委員会では政府調達で求められるセキュリティ機能を持つ製品であることを調達者が簡単に判断できる仕組みが必要とされている。現在でも、チェックリストの要件について ISO15408 に基づいた情報セキュリティ評価及び認証制度（以下、JISEC）による第三者認証を付与することはできる。しかし JISEC には特定用途機器の認証実績が乏しく、製品のライフサイクルに見合った制度であるかを議論する材料が不足している。そこで対象製品の評価を行い、議論に必要となる工数等を調査する。

3. 調査概要

請負者は、本仕様書及び本仕様書に添付された「特定用途機器共通プロテクションプロファイル（ドラフト版）」の要件に沿った機能を実装している対象機器を 2 製品調達の上、機能確認と非破壊の脆弱性診断を実施し、報告書に取り纏めて IPA に報告する。脆弱性情報を含む報告書は非公開とする。

1. 評価対象機器の選定
2. 評価実施（機能確認 2 製品、脆弱性テスト 1 製品）
3. 評価結果の報告



¹ ネットワークカメラシステムにおける情報セキュリティ対策要件に関するチェックリスト 第 2 版
(https://www.ipa.go.jp/security/jisec/choutatsu/nwcs/checklist_nwc.pdf)

² 入退管理システムにおける情報セキュリティ対策要件に関するチェックリスト 第 1 版
(https://www.ipa.go.jp/security/jisec/choutatsu/ecs/checklist_ecs.pdf)

³ 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」参照
(<https://www.nisc.go.jp/active/general/>)

4. 調査内容

4.1 評価対象機器の選定

請負者は以下の機能を実装した特定用途機器を2製品選定し調達する。調達する機器はIPAの了承を経て決定すること。特定用途機器の分野はネットワークカメラ（IPカメラ）、又はアプライアンス製品のレコーダーとし、ビルなどの建屋で監視を目的として設置される政府調達を想定した製品とする。

- (1) 初回の管理機能利用時の強制的なパスワード設定機能
製品の運用を開始する前にパスワードの再設定が必要な実装であること
- (2) 管理機能の操作者を制限するための認証機能、及びその操作者を特定するための識別機能
パスワードにより管理者を識別認証できること。また管理者と製品の間の通信にHTTPS等の暗号化通信を用いていること
- (3) 不要なネットワークサービス（ポート）を停止する機能
管理者がネットワークサービスを停止でき、停止したサービスが管理者の明示的な操作無く起動しないこと。
- (4) ファームウェア／ソフトウェアをアップデートする機能
現在のファームウェアバージョンを確認でき、管理者がアップデートできること
- (5) 上記の機能へのアクセスを管理者が認知できる監査機能
(1)～(4)の操作を行ったこと、及び監査機能の開始、終了が記録され（ログ機能）、その内容を管理者が確認できること

4.2 評価実施（機能確認、脆弱性テスト）

請負者は、4.1で調達した2製品に対してセキュリティ機能の実装を確認し記録する。次に下記前提を踏まえた脆弱性診断に要する工数を動的ページのカウントや予備診断行為により見積もり、IPAに報告する。その後、機能実装が確認された製品の中でより多くの工数を要すると見積もった1製品に対して非破壊の脆弱性診断を実施する。

脆弱性診断は「管理者は攻撃をしないこと」、「運用に不要なポートは運用開始前に閉じること」、「管理者は正しいファームウェアのみ入手すること」を前提として上記セキュリティ機能をバイパス、改ざん、停止できるか否かの観点で非破壊の範囲で確認すること。

効率的な診断のため現実的な悪用が困難な脆弱性又は前提により除外される脆弱性は対象外とする。例えばコマンドインジェクションであっても、管理者にしかアクセスできないことを確認済みの管理機能内であれば報告の対象外としても良い。運用開始時に停止できるネットワークサービスに第三者が管理者機能を実施できる仕様がある場合も同様とする。一方で、管理機能外の動的コンテンツであっても実装不備（仕様）や脆弱性により管理機能の一部が実行可能であれば、必須の報告対象となる。

4.3 評価結果の報告

請負者は、4.2の結果を纏めた評価報告書を準備しIPAに対して報告会を行う。

- (1) 評価報告書作成においては以下を遵守し、評価に使用したツールや手順、及び工数を明記すること。
 - ・ 評価報告書は秘密情報扱いとし、公開範囲は請負者、及びIPAのみとする。
 - ・ 日本語で作成すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能。ただし、その場合は日本語での解説も併記すること）。
 - ・ アルファベット等の略語については初出箇所のページ下部に脚注を挿入し、説明すること。
 - ・ 図表を用い、理解し易いよう配慮の上、体系的に整理された記述にすること。
 - ・ 文章や図、写真等を引用する際には、引用部分それぞれにおいて出典元を明記すること。
 - ・ 第三者が攻撃を再現できる程度の手順を記載すること。
 - ・ 脆弱性に対しては製品ベンダが行うべき現実的な改善方法を明記すること。
 - ・ 評価報告書は完成されたものを準備すること。

- ・ 工数は、請負者の準備や余剰を含まない、実際に実機に対して確認、診断した時間を記録すること。

(2) 報告会は原則IPAにて行い、診断内容に対する質問に回答できる要員の参加を必須とする。

5. 事業の実施体制

- (1) 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保し、補欠要員も明記すること。
- (2) 提案した実施体制及びスケジュールに変更や遅延が生じる場合には必ず期限前に IPA に報告し、IPA の了承を受けて変更した資料を速やかに提出すること。

6. 業務スキルに関する要件

(1) 法人としての実績／要件

- ・ Web アプリケーションやネットワーク製品に対する脆弱性診断のメニューを公開していること。
- ・ IoT や小型の組み込み機器に対する診断実績を有し、2018 年度までの 3 年間に組み込み機器の診断において危険度レベル高の脆弱性を検出していること。
- ・ 2018 年度までの 3 年間、各年度 50 件以上の脆弱性診断を実施していること。
- ・ 診断結果を含む秘密情報を取り扱う居室を社内に持ち、ISO/IEC27001 もしくは同等の資格を有していること。
- ・ 過去 1 年間、診断行為及び秘密情報の取り扱いに関し不適切な指摘を受けていないこと。

(2) 要員の実績／要件

- ・ 診断を実施する要員に IoT または小型の組み込み機器に対する診断実績を有する者を含むこと
- ・ 診断を実施する要員に Web アプリケーション診断の実績を有する者を含むこと
- ・ 診断を実施する要員は代表的な脆弱性とその検出方法を理解していること
- ・ 1 名は認証制度及びプロテクションプロファイルの知見を有していること

7. 情報セキュリティに関する要件

- (1) 本事業で作成した納入物件、その作成過程で収集した情報は、本事業の目的の他に利用しないこと。
- (2) 本事業で作成した納入物件、その作成過程で収集した情報が関係者外に漏えいしないよう、情報セキュリティ対策（アクセス制御や暗号化）により管理すること。
- (3) 本事業に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、契約締結前までに示すこと。
- (4) 資本関係・役員等の情報、事業の実施場所、実施要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍等に関する情報提供を行うこと。
- (5) 本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本事業の IPA 担当者に、速やかに連絡の上、IPA の指示に基づき適切に対応すること。
- (6) 本事業で作成した納入物件、その作成過程で収集した情報の受け渡しは、パスワードによる暗号化など安全な方法で行うこと。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に IPA から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、IPA に確認を取ること。事業実施期間中、IPA より情報セキュリティ対策の履行状況の確認があった場合は、IPA に説明し承認を得ること。
- (7) 本事業実施の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について IPA と速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
- (8) 本事業の一部を再請負する場合は、上記(1)～(7)の措置の実施を契約等により再請負先に担保させること。

8. その他留意事項

- ・ 本事業請負において計上された工数と、記録された機能確認や診断の工数との差分は問わない。
- ・ 作業進捗や状況に関して IPA から報告依頼を受けた際、遅延なく報告できるよう記録すること。
- ・ 作業は IPA の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により作業内容の調整を行うものとする。
- ・ 全ての実施要員は政府統一基準、チェックリスト、及び認証制度の概要を事前に確認しておくこと。
- ・ 過去診断済の製品を流用する場合は、本事業の要件に合わせて改めて調査を行うこと。
- ・ IPA から進捗や調査に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・ IPA との打合せ等で必要となる全ての会話は日本語を用いること。

9. 納入関連

9.1 納入期限・納入場所

2020年5月29日

〒113-6591

東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター セキュリティ技術評価部
評価認証グループ

9.2 納入物件

以下を収めた電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を納入すること。

- ・ 評価報告書 一式
- ・ 報告根拠資料 一式

<注>

報告根拠資料には以下のデータを含めること。

- (1) IPA との打合せに使用した資料及び議事録
- (2) 報告項目に紐づいたログ、画面キャプチャなどの診断データ

10. 検収条件

納入物件の内容に関しては、調査内容及び対象に関して本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。また、品質については「2. 背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

IV. 評価項目一覧

「特定用途機器PPを用いた認証の実効性調査」

評価項目一覧

独立行政法人**情報処理推進機構**

提案要求事項

提案書の目次			提案要求事項	配点	提案書 頁番号
大項目	中項目	小項目			
1 調査業務の実施方針等					
1.1 実施作業内容の妥当性、独自性	1.1.1 評価対象機器の選定	・ネットワークカメラ、レコーダーの機能要件の確認手段が明確で、実装が確認された製品を選定しているか（するか）。	5		
		・政府調達での利用を想定した形状、価格帯の製品を選定しているか（するか）。	10		
	1.1.2 評価実施（機能確認、脆弱性テスト）	・本業務の目的に従って実工数を計上する方法が記載されており、業務自体の工数と分けて計上される仕組みになっているか。	5		
		・本業務で使用するツールやコマンド、手動の手順が示されていて、効率的に組み合わせられているか。	5		
		・脆弱性診断のツールや手順中に、不要な行為を省く判断基準が設けられる等、効率的な診断を行う技術力をもっているか。	5		
		・診断実施の中で抜け漏れを補完する体制やタイミングが示されているか。	5		
	1.1.3 診断結果の報告	・組込み機器特有の脆弱性や実際にかかる工数を示したサンプルがあり、成果物の記述を想定できるか。	5		
	1.2 実施スケジュールの妥当性、効率性	・本業務にかかる工数の内訳が明確で、必要十分な作業項目と役割のみになっているか。	10		
		・進捗管理や IPA への報告頻度が適切で、問題発生時の報告期限や要員の連絡先が明記されているか。	5		
	2 組織の経験・能力				
2.1 調査実施能力	・2018年度までの3年間の脆弱性診断実績は豊富（少なくとも50件/年以上）か。	5			
	・秘密情報を取り扱う居室と資格を有しており、過去に不適切な指摘を受けていないか。	10			
2.2 類似業務の経験	・Webアプリケーションやネットワーク製品の診断メニューを公開していて、危険度の設定は適切か。	5			
	・IoTや小型の組込み機器の診断実績があり、脆弱性を（少なくとも2018年度までの3年間に危険度「高」を1件）報告しているか。	5			

3 業務従事者の経験・能力			
3.1 調査内容に関する専門知識・適格性	・診断を行う要員は、脆弱性の知見と、それを検出する技術を有していて、その能力が証明されているか。	5	
	・要員は、認証制度及びプロテクションプロファイルの知見を有し、効率的な診断が期待できるか。	5	
3.2 類似調査業の経験	・IoT や小型の組込み機器に対する診断経験が豊富で、効率的か。	5	
	・Web アプリケーションに対する脆弱性診断経験が豊富で、その手順や報告内容は優れているか。	5	
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			
	<p>・企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。</p> <p>①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）</p> <p>②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <p>③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）</p>	6	
合計		106	

上記評価基準に則った得点(106点)に、以下の計算による価格点(106点)を加えた点を提案の合計得点とする。

$\text{価格点} = 106 \times (1 - \text{費用} \div 5,000 \text{ 千円})$	※小数点第2位以下切捨て
---	--------------

暴力団排除に関する誓約事項 / (参考) 予算決算及び会計令【抜粋】

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、提案書の提出をもって誓約します。

(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター セキュリティ技術評価部 評価認証グループ 担当者殿

質 問 書

「特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。) また、質問者自身の既得情報 (特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

申 請 書

「特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査」

1. 費用（消費税及び地方消費税込み、単位：円）：
2. 連絡担当窓口
企業・団体名：
所属（部署名）：
役職：
氏名：
所在地：〒
TEL:
E-Mail:

提案書受理票（控）

提案書受理番号 _____

件 名：「特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査」

【提案者記載欄】

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
法人名： _____
所在地： 〒 _____
担当者： 所属・役職名 _____
氏名 _____
TEL _____ FAX _____ E-Mai _____

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	申請書	1部		②	提案書	4部	
③	評価項目一覧	4部		④	経費内訳書	1部	
⑤	資格審査結果通知書(写し) ※	1部		⑥	提案書受理票	本紙	—

※又は登記簿謄本等の原本または写し。

----- 切り取り -----

提案書受理番号 _____

提案書受理票

_____ 年 _____ 月 _____ 日

件 名：特定用途機器 PP を用いた認証の実効性調査

法人名（提案者が記載）： _____

担当者名（提案者が記載）： _____ 殿

貴殿から提出された標記提出書類を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター セキュリティ技術評価部
評価認証グループ

担当者名：

Ⓜ